

丹生ダム建設事業 (水資源機構事業)

【再評価】

平成26年 7月

国土交通省 近畿地方整備局
独立行政法人 水資源機構関西支社

目 次

はじめに

1. 河川やその流域の概要
2. 丹生ダム建設事業の概要
3. 事業の必要性等に関する視点
 - 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - 事業の投資効果
 - 事業の進捗状況
4. 事業の進捗の見込みの視点
5. コスト縮減や代替案等の可能性の視点
6. 関係自治体の意見等
7. 対応方針(原案)

はじめに

検証対象のダム事業については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検討を行っています。同細目では、検証が終了するまで、実施要領※¹第3の1(4)「再評価実施後一定期間が経過している事業」に該当する場合に、実施要領及び従前の細目※²に基づき当該事業の再評価を行うものとされています。

丹生ダム建設事業は、実施要領に規定されている「再評価実施後に3年間が経過している事業」に該当し、今回は、「検証が終了するまでの間の事業の対応方針（原案）」についてご意見を伺うものです。

前回の再評価（平成23年度）以降、丹生ダム建設事業では、必要最小限の事業用地内の維持管理、水理・水文調査等を継続実施しています。

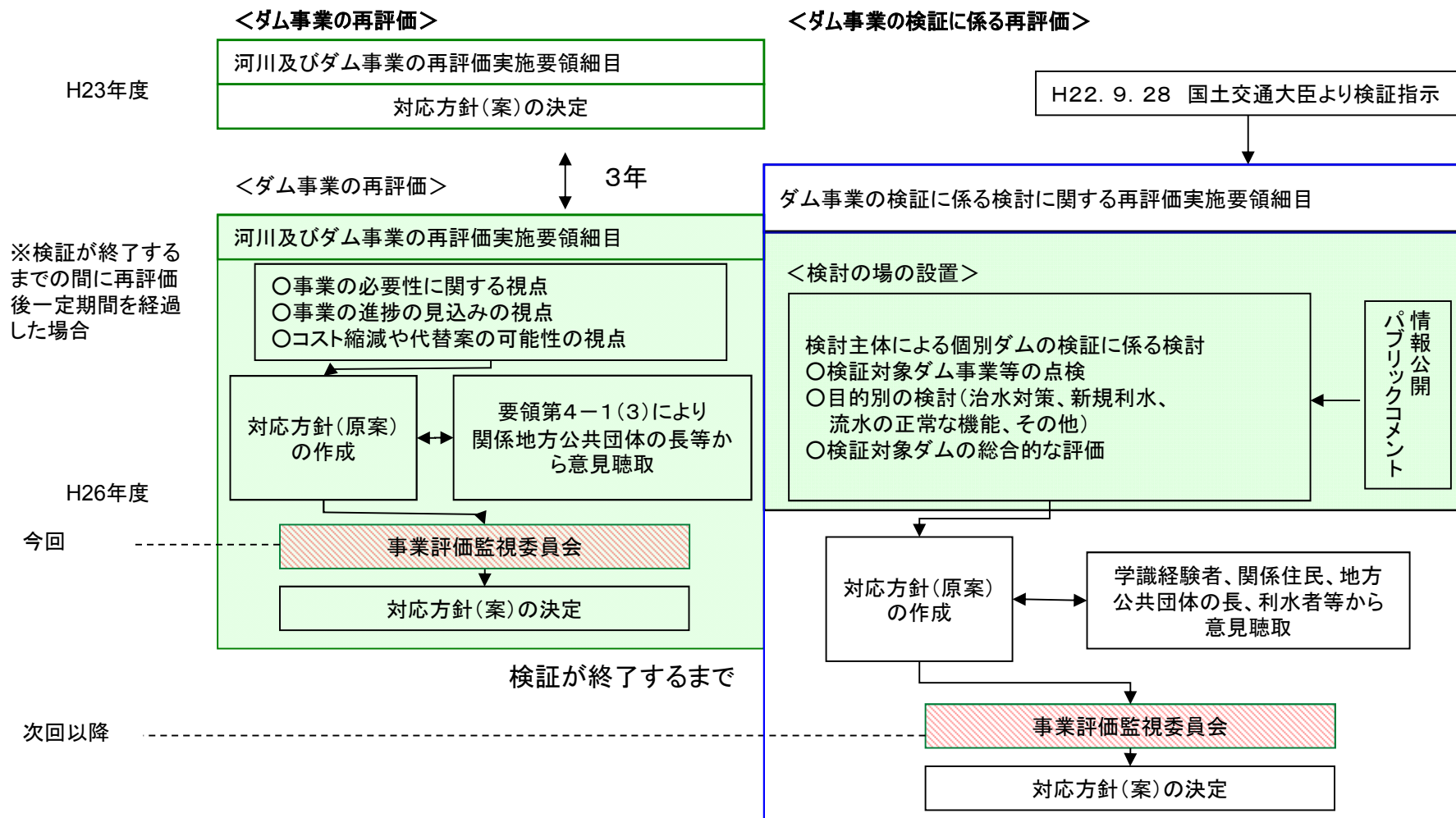
※1 実施要領：国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（H23.4.1改定）

※2 従前の細目：河川及びダム事業の再評価実施要領細目（H22.4.1改定）

はじめに

- ◆ 事業再評価は実施要領において再評価実施後一定期間(3年)が経過している直轄・機構のダム事業については、個別箇所です予算措置を公表する事業であるため、概算要求書の提出時までに実施する。(実施要領 第4 1(2))
- ◆ 検証に係る検討を開始しているダム事業についても事業継続中であるため、検証終了までの間は、上記事業再評価を実施する。(実施要領細目* 第5 1)
- ◆ 検証に係る検討結果を踏まえ、ダム事業の対応方針又は中止の方針原案を、あらためて事業評価監視委員会の意見をお聴きする。(実施要領細目* 第3 1(3))

*実施要領細目:ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目



1. 河川やその流域の概要

過去の災害実績(洪水): 姉川・高時川

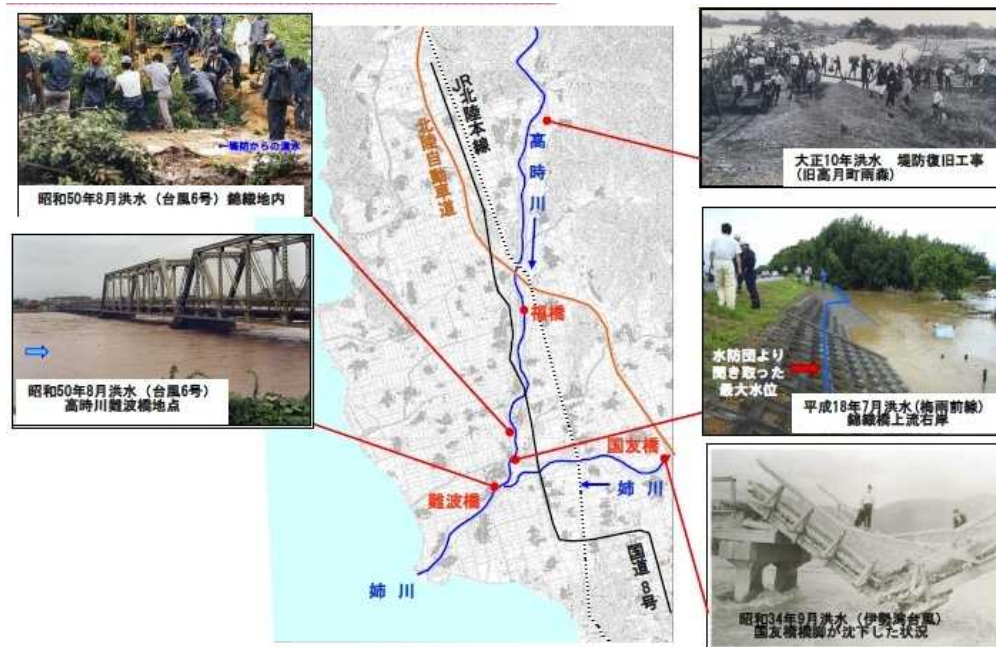
明治29年9月 台風
全半壊／一部破壊: 1,070戸／2,210戸
浸水家屋: 9,063戸
死亡／負傷者: 3人／8人

大正10年9月 台風
旧高月町で堤防決壊
全半壊／一部破壊: 308戸／504戸
浸水家屋: 不明
死亡／負傷者: 5人／6人

昭和28年9月 台風13号
旧余呉町で堤防決壊
全半壊／一部破壊: 1戸／—
浸水家屋: 515戸
死亡／負傷者: 0人／4人

昭和34年9月 伊勢湾台風(台風15号)
姉川: 今村橋、国友橋橋脚沈下
旧浅井町堤防決壊
全半壊／一部破壊: 62戸／58戸
浸水家屋: 684戸
死亡／負傷者: 11人／8人
(死者数に旧木之本町の土砂災害10人を含む)

昭和47年7月 梅雨前線
旧余呉町菅並で溢水
全半壊／一部破壊: 0戸／数戸
浸水家屋: 82戸



出典:「昭和34年9月洪水国友橋橋脚が沈下した状況」
→湖北圏域河川整備計画(原案)【姉川・高時川抜粋版】計画概要説明 H16.11.13 滋賀県

昭和50年8月 台風6号
流量:野寺橋1,500m³/s
(量水標流失のため推定値)
旧余呉町上丹生で破堤
全半壊／一部破壊: 1戸／—
浸水家屋: 39戸

平成18年7月 梅雨前線
浸水家屋: 1戸

平成25年9月 台風18号
長浜市「大雨特別警報」発令

平成10年9月 台風7号
旧木之本町溢水
浸水家屋: 4戸

1. 河川やその流域の概要

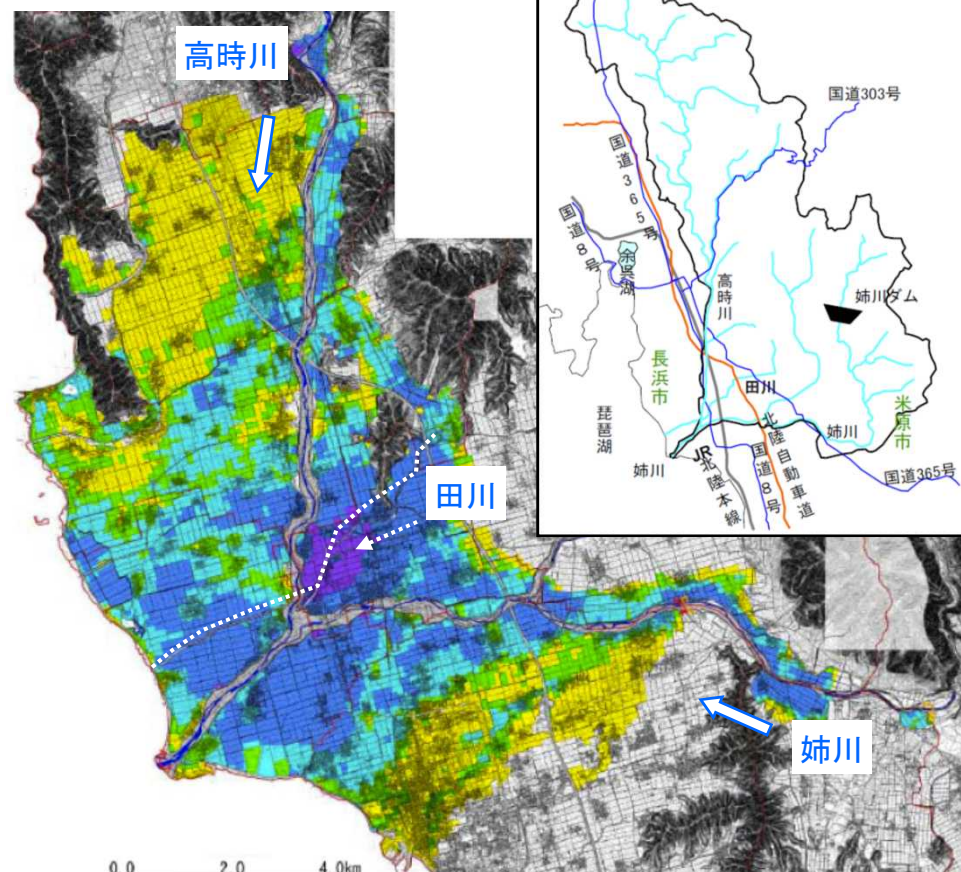
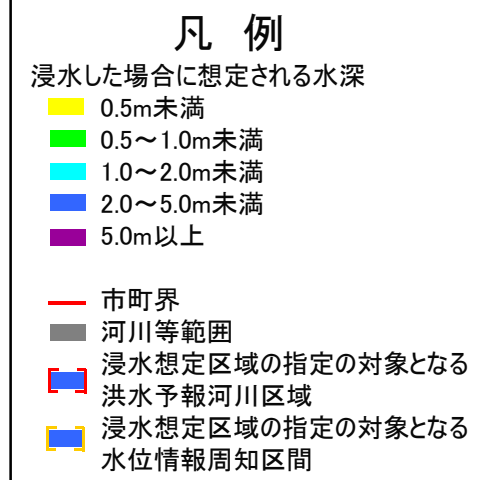
災害発生時の影響(洪水): 姉川・高時川

姉川・高時川の浸水想定区域図によると、概ね100年に1回起こりうる大雨(野寺橋地点の2日雨量440mm)により、長浜市内を中心に沿川区域の広い範囲で浸水が予想されます。特に、姉川と高時川の合流点付近は浸水深が5m以上になると予想される区域があります。

■ 浸水想定区域内の主な資産

- ・ 浸水面積: 約 7,500 ha
- ・ 浸水区域内人口: 約64,000人
- ・ 被害総額: 約4,700億円
- ・ 主要交通機関:
JR北陸本線、国道8号線、
北陸自動車道

■ 浸水想定区域



淀川水系 姉川・高時川浸水想定区域図(総括図)

出典: 滋賀県ホームページより

1. 河川やその流域の概要

過去の災害実績(渇水): 姉川・高時川

- ・高時川は天井川であり、水利用が進んでいるため、中下流部では、水面が無くなり川が干上がる「瀬切れ」が毎年のように発生しています。
- ・瀬切れの結果、アユなどが産卵期に大量に死滅し、死んだ魚による悪臭被害も発生しています。
- ・平成6年渇水では、地下水位が低下し、井戸枯れが生じた地区や簡易水道の断水が発生しました(旧高月町馬上)。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	瀬切れ日数
平成8年					■	■	■	■	■	■	■	■	72日
平成9年				■	■	■	■	■	■	■	■	■	90日
平成10年				■	■	■	■	■	■	■	■	■	18日
平成11年					■	■	■	■	■	■	■	■	75日
平成12年					■	■	■	■	■	■	■	■	72日
平成15年					■	■	■	■	■	■	■	■	62日
平成16年					■	■	■	■	■	■	■	■	59日
平成17年					■	■	■	■	■	■	■	■	88日
平成18年					■	■	■	■	■	■	■	■	113日
平成19年					■	■	■	■	■	■	■	■	123日
平成20年					■	■	■	■	■	■	■	■	118日
平成21年					■	■	■	■	■	■	■	■	128日
平成22年					■	■	■	■	■	■	■	■	67日
平成23年					■	■	■	■	■	■	■	■	57日
平成24年					■	■	■	■	■	■	■	■	73日
平成25年					■	■	■	■	■	■	■	■	74日

※平成13・14年は調査していない

瀬切れの発生状況(平成25年12月31日現在)



平成14年10月13日瀬切れで死滅したアユ長浜市難波町付近

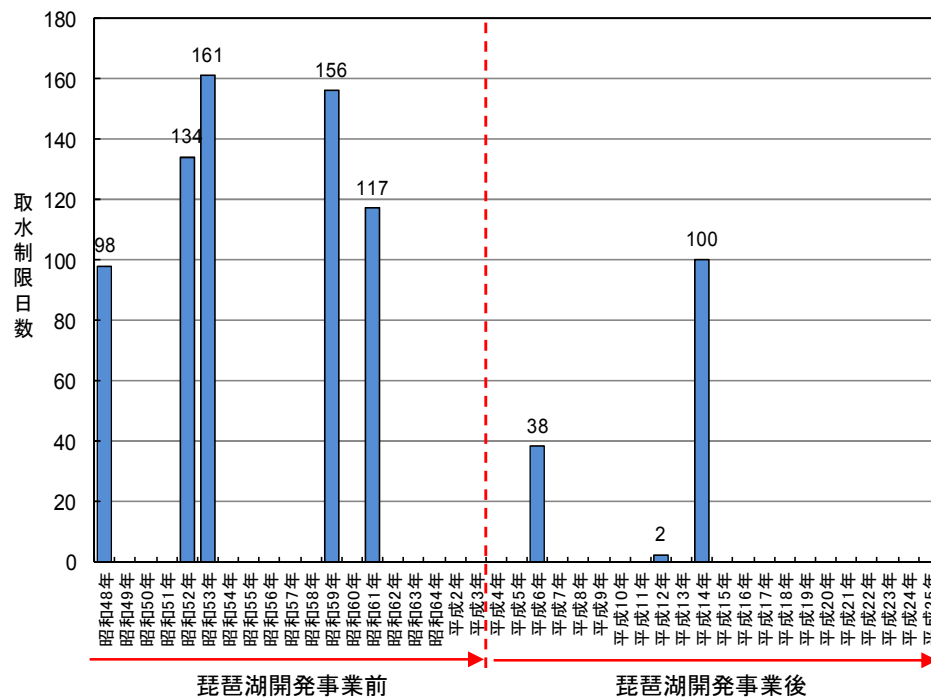
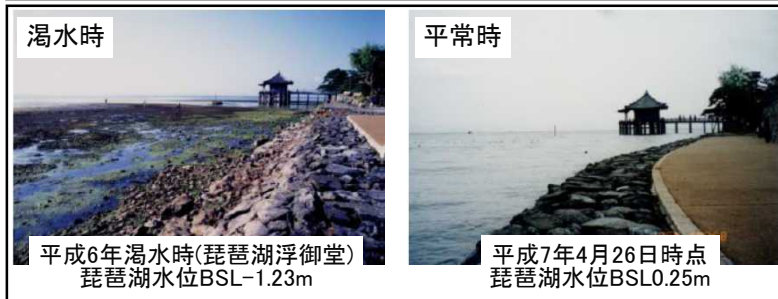
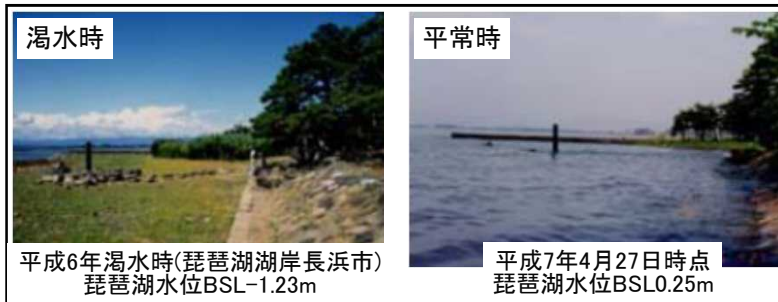


高時川の瀬切れ(長浜市難波町付近)

1. 河川やその流域の概要

過去の災害実績(渇水): 琵琶湖・淀川流域

琵琶湖、淀川流域では、琵琶湖開発事業の完了以前において、昭和48年、52年、53年、59年、61年の5回の渇水が発生しています。琵琶湖開発事業完了後においても、平成6年、12年、14年で渇水に見舞われており、市民生活や社会経済活動に対して影響を及ぼしています。



琵琶湖・淀川流域の渇水による取水制限日数の経年変化

1. 河川やその流域の概要

過去の災害実績(渇水): 琵琶湖・淀川流域

発生期間	被害市町村※	取水制限等の状況
S48.7.31 ~ S48.11.5	大阪府: 31市5町 兵庫県: 5市	取水制限: 上水最大20%・工水最大25%(98日間) ・淀川下流各種企業の洗浄水、冷却水、雑用水の節減により、一部企業で減産、操業短縮となった。
S52.8.26 ~ S53.1.6	大阪府: 31市5町 兵庫県: 5市	取水制限: 上水10%・工水15%(133日間) ・市民プール、学校プールなどが閉鎖された。
S53.9.1 ~ S54.2.8	大阪府: 31市5町 兵庫県: 5市	取水制限: 上水10%・工水15%(161日間) ・プール閉鎖、公衆浴場の営業短縮などの影響があった。
S59.10.8 ~ S60.3.12	大阪府: 32市7町1村 兵庫県: 5市	取水制限: 上水最大20%・工水最大22%(156日間) ・一時的に断水・赤水・にごりの影響が出た地域があった。 ・塩水遡上により、臨海工水の取水に影響があり、一部企業で減産。
S61.10.17 ~ S62.2.10	大阪府: 32市7町1村 兵庫県: 5市	取水制限: 上水最大20%・工水最大22%(117日間) ・塩水遡上により、臨海工水の取水に影響があり、一部企業で水道用水への切り替えを行った。
H6.8.22 ~ H6.10.4	大阪府: 32市7町1村 兵庫県: 5市	取水制限: 上水最大20%・工水最大20%(42日間) ・時間断水などの大きな被害はなかったものの、一部地域で減圧給水、プールの閉鎖が実施された。 ・琵琶湖水位は史上最低の-1.23mを記録した。 * 滋賀県でも初めての取水制限を実施した。 * 木津川流域の三重県、奈良県でも取水制限を実施。
H12.9.9 ~ H12.9.11	大阪府: 33市8町1村 兵庫県: 5市	取水制限: 上水10%、工水10%(3日間) * 滋賀県では上記半分の5%の取水制限を実施した。
H14.9.30 ~ H15.1.8	大阪府: 33市8町1村 兵庫県: 5市	取水制限: 上水10%、工水10%(100日間)

※被害市町村については、三川合流点下流にてとりまとめました。

2. 丹生ダム建設事業の概要

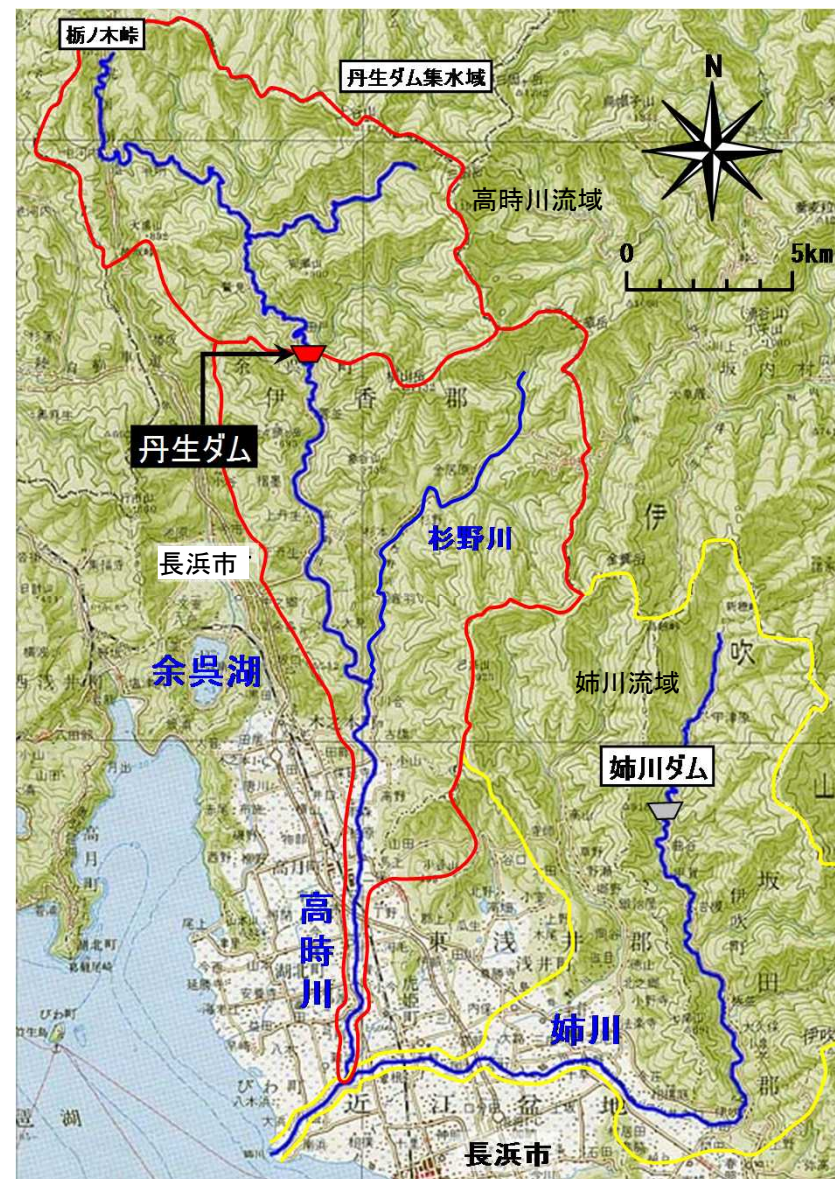


高時川

流域面積 約 212 km²

幹川流路延長 約 48.4 km

丹生ダム集水面積 約 93 km²



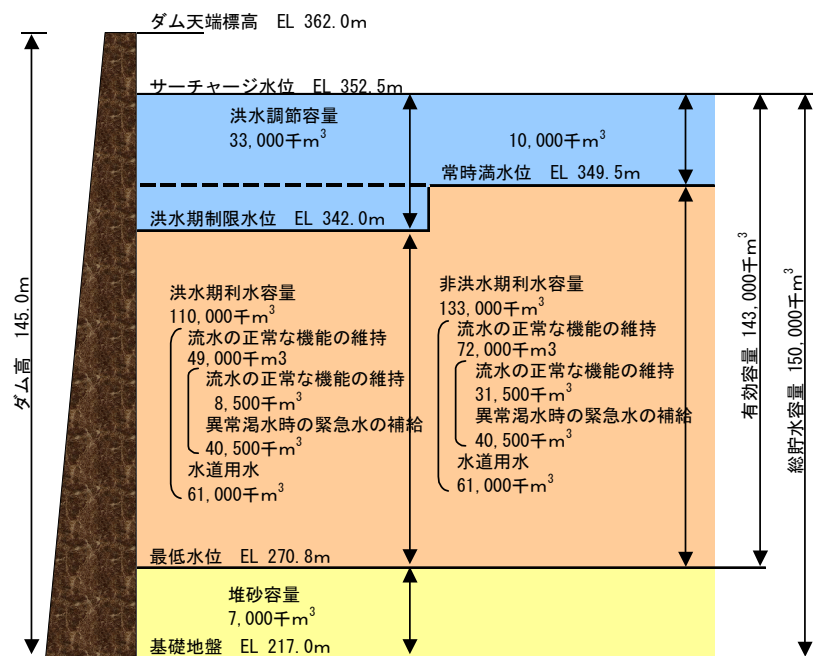
国土地理院発行1/200,000地勢図(岐阜)に加筆
丹生ダム流域

2. 丹生ダム建設事業の概要

事業実施計画 (当初 平成 6年3月認可) (第 1 回変更 平成14年2月認可)

- 目的
- ・洪水調節:
姉川・高時川の洪水調節
 - ・流水の正常な機能の維持:
高時川の流水の正常な機能の維持
異常渇水時の緊急水の補給
 - ・新規利水:
水道用水 3.23 m³/s
(京都府・大阪府・阪神水道企業団)

- ダム等
- ・型式 : ロックフィルダム
 - ・堤高 : 145 m
 - ・総貯水容量 : 約 150,000,000 m³



河川整備計画の位置づけ (H21.3)

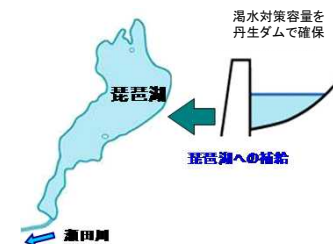
- ・天井川である姉川・高時川の浸水被害の軽減を図るには、洪水調節施設によって対策を講ずることが有効である。丹生ダムについてはダム型式の最適案を総合的に評価するための調査検討を行う。
- ・渇水対策容量を確保する方法については、丹生ダムで確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価して確定するために調査・検討を行う。

淀川水系河川整備計画(H21.3)抜粋

見直しダム計画

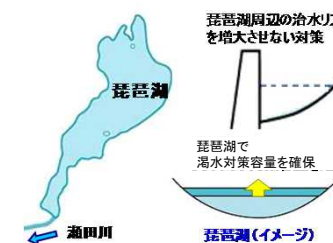
渇水対策容量をダムに確保する方法(A案)

- 目的
- ・洪水調節
 - ・姉川・高時川の洪水調節
 - ・流水の正常な機能維持
 - ・高時川の流水の正常な機能維持
 - ・異常渇水時の緊急水の補給



渇水対策容量を琵琶湖に確保する方法(B案)

- 目的
- ・洪水調節
 - ・姉川・高時川の洪水調節
 - ・琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節



2. 丹生ダム建設事業の概要

事業の主な経緯

- 昭和55年 4月 実施計画調査に着手
- 昭和57年 8月 「淀川水系における水資源開発基本計画」(変更) (高時川ダムとして掲上)
- 昭和63年 4月 建設事業着手
- 平成 4年 4月 「丹生ダムの建設に関する基本計画」告示 (丹生ダムに名称変更)
- 平成 4年 8月 「淀川水系における水資源開発基本計画」(変更) (ダム名及び事業目的変更)
- 平成 6年 3月 「丹生ダム建設事業に関する事業実施方針」指示
「丹生ダム建設事業に関する事業実施計画」認可
【事業費 約1,100億円、工期 S55年度～H12年度】
- 4月 水資源開発公団に事業承継
- 平成 8年12月 水没家屋等移転完了
- 平成14年 2月 「丹生ダム建設事業に関する事業実施計画(第1回変更)」認可
【事業費 変更なし、工期 S55年度～H22年度】
- 平成17年 7月 「淀川水系5ダムについての方針」公表
- 平成19年 8月 「淀川水系河川整備基本方針」策定
- 平成21年 3月 「淀川水系河川整備計画」策定
- 4月 「淀川水系水資源開発基本計画」(変更)
- 12月 丹生ダムが検証対象ダムに区分される
- 平成23年 1月 「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設置
関係地方公共団体からなる検討の場幹事会(第1回)を開催
- 平成24年 8月 関係地方公共団体からなる検討の場幹事会(第2回)を開催
- 平成25年 3月 関係地方公共団体からなる検討の場幹事会(第3回)を開催
- 平成25年 9月 関係地方公共団体からなる検討の場幹事会(第4回)を開催
- 平成26年 1月 関係地方公共団体からなる検討の場(第1回)及び幹事会(第5回)を開催

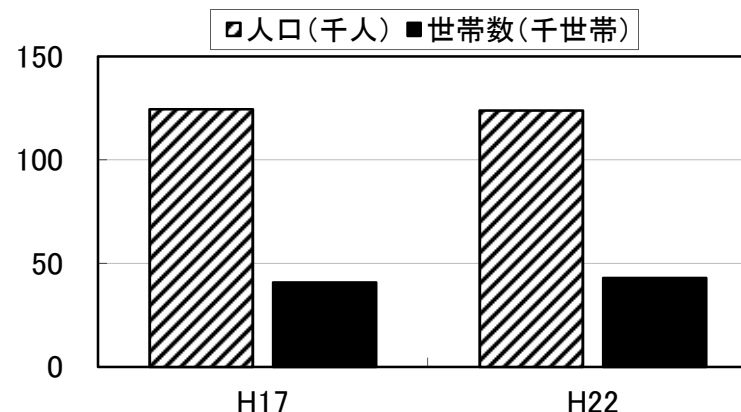
3. 事業の必要性等に関する視点

●事業を巡る社会情勢等の変化（地域の状況（人口・資産の変化））

・姉川・高時川の浸水想定区域にある長浜市の人口や資産については、前回の再評価以降、大きな変化はありません。

長浜市の人口等の変化

	前 回	今 回	伸 率
人口(千人)	124	124	0.99
世帯数(千世帯)	41	43	1.06



【出典】前回：H17国勢調査、今回：H22国勢調査、伸率：今回／前回

●事業を巡る社会情勢等の変化（姉川、高時川の洪水調節）

■淀川水系河川整備計画（平成21年3月31日策定）において、姉川、高時川の洪水調節は、以下のとおりとされています。

○天井川である姉川・高時川の浸水被害の軽減を図るためには、洪水調節施設によって対策を講じることが有効である。このことから、現在事業中の丹生ダムについて、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行う。

■姉川・高時川の洪水調節に関する調査・検討については、目的に応じたダム型式の概略設計・事業費算定や、近年の気象・水象データを追加し、姉川・高時川の治水計画を検証しています。

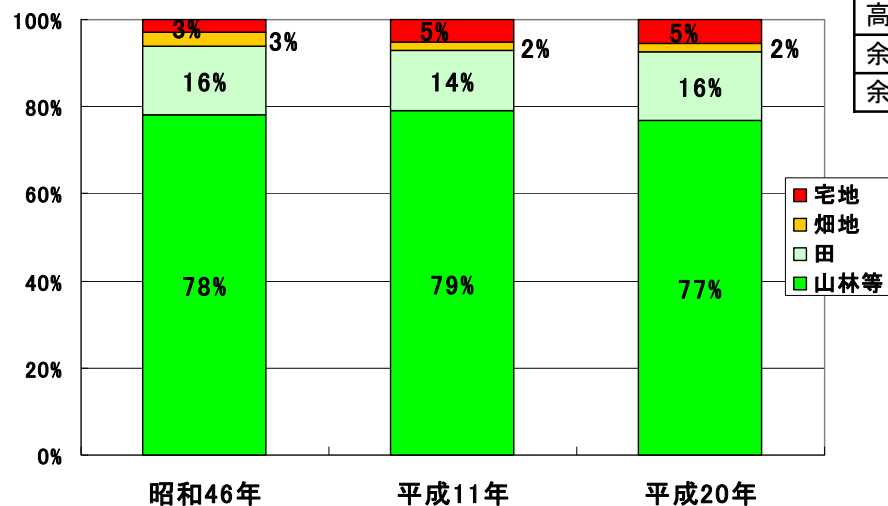
■姉川・高時川の洪水調節に関する調査・検討は、河川整備計画策定後の事業をとりまく社会情勢等の変化なども考慮しつつ、ダム事業に係る検証の中で、実施していきます。

3. 事業の必要性等に関する視点

● 事業を巡る社会情勢等の変化(高時川の流水の正常な機能の維持 1/2)

- 近年、流域の土地利用変遷は、宅地・畑地・山林等の比率は横ばい傾向となっており、大きな変化はありません。
- 高時川流域では、国営湖北農業水利事業が整備(余呉湖から導水するための揚水機場、水路改修)されており、既得農水の利用に変化はありません。

姉川・高時川流域構成市町における土地利用の推移

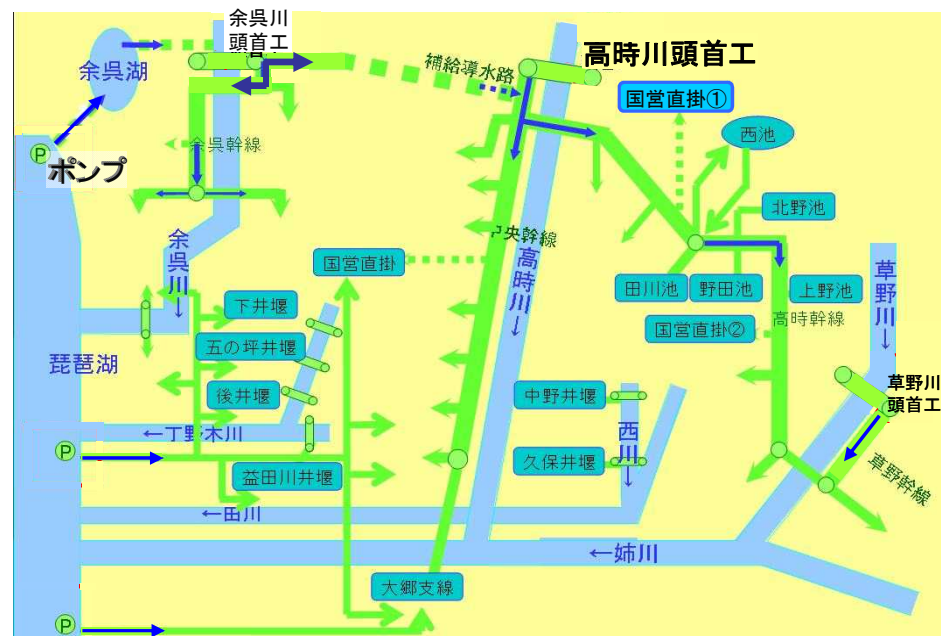


出典; 滋賀県統計書の地積面積より作成

国営湖北農業水利事業

	平成23年3月末時点	平成26年3月末時点
かんがい面積※[ha]	4,717	4,717
高時川頭首工 最大取水量[m ³ /s]	11.276	11.276
余呉湖補給揚水機 最大取水量[m ³ /s]	2.700	5.100
余呉湖第二補給揚水機 最大取水量[m ³ /s]	2.400	—

※ 県営かんがい排水事業湖北地区に係る約1,600 haを含む



出典; 新湖北農業水利事業概要パンフレットから作成

3. 事業の必要性等に関する視点

●事業を巡る社会情勢等の変化(高時川の流水の正常な機能の維持 2/2)

- 高時川の流水の正常な機能の維持に関する調査・検討については、維持流量の確保方策のみならず、高時川の瀬切れ対策として、ダム貯留水以外による方策についても検討を実施しています。
- 高時川の流水の正常な機能の維持に関する調査・検討は、河川整備計画策定後の事業をとりまく社会情勢等の変化なども考慮しつつ、ダム事業に係る検証の中で、実施していきます。

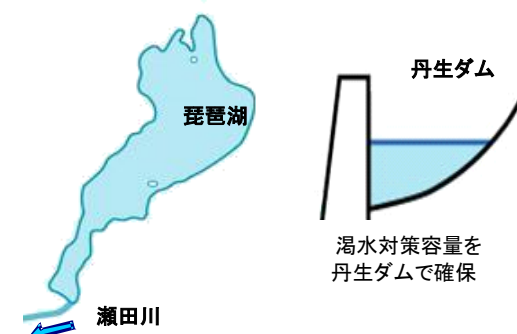
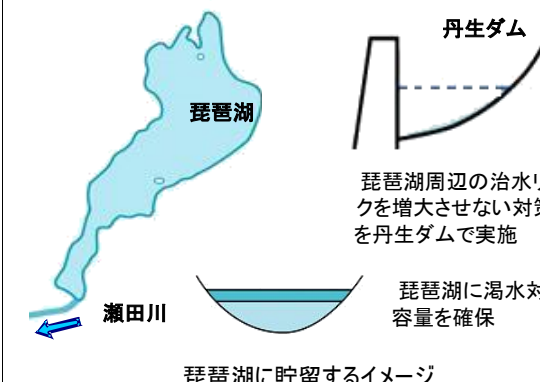
3. 事業の必要性等に関する視点

●事業を巡る社会情勢等の変化(異常渇水時の緊急水の補給 1/2)

■淀川水系河川整備計画が平成21年3月31日に策定され、丹生ダムの渇水対策容量の扱いについては、以下のとおりとされています。

○丹生ダム建設事業において渇水対策容量を確保することとしているが、ダムで容量を確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価して確定するために調査・検討を行う。

渇水対策容量の確保方策イメージ

	【丹生ダムに確保する案】 現計画と同じダム型式	【琵琶湖に確保する案】 現計画と違うダム型式
概念図	 <p>丹生ダム</p> <p>琵琶湖</p> <p>瀬田川</p> <p>渇水対策容量を丹生ダムで確保</p>	 <p>丹生ダム</p> <p>琵琶湖</p> <p>瀬田川</p> <p>琵琶湖周辺の治水リスクを増大させない対策を丹生ダムで実施</p> <p>琵琶湖に渇水対策容量を確保</p> <p>琵琶湖に貯留するイメージ</p>

3. 事業の必要性等に関する視点

●事業を巡る社会情勢等の変化(異常渇水時の緊急水の補給 2/2)

■ 渇水対策容量の確保に関する調査・検討については、渇水対策容量を琵琶湖に確保する場合、琵琶湖周辺への水位上昇の影響および、その対策として、瀬田川洗堰からの事前放流の空振りによる水位低下の影響の検討を実施しています。

また、社会情勢等の変化を踏まえ、水需要の動向やそれに応じた渇水対策容量の必要性などの調査・検討を行っています。

■ 最適案を検討するにあたって、ダム貯水池周辺の自然環境への影響についても検討しており、下記の項目について、学識者の助言を得て調査・検討を行っています。

- ①融雪出水による下流河川・琵琶湖への影響
- ②ダム型式別のダム貯水池及び放流水質の数値解析予測
- ③土砂移動の連続性・ダム下流河川環境・ダム貯水池周辺環境への影響
- ④ダム型式別の環境保全対策概略検討

■ 渇水対策容量の確保に関する調査・検討は、河川整備計画策定後の事業をとりまく社会情勢等の変化なども考慮しつつ、ダム事業に係る検証の中で、実施していきます。

3. 事業の必要性等に関する視点

●事業を巡る社会情勢等の変化(利水の撤退)

平成21年4月17日に閣議決定された「淀川水系における水資源開発基本計画」において、丹生ダムにおける新規利水の位置づけがなくなり、この結果、新規利水のための容量を確保する必要がなくなりました。

なお、事業の見直しに伴い、丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査は、当面の間は、独立行政法人水資源機構が引き続き実施することとなりました。

(参考 公表資料における撤退に関する記述等)

大阪府

・・・大阪府水道部経営・事業等評価委員会(平成17年8月)資料「大阪府の水資源計画」より抜粋
「丹生ダム・大戸川ダムの現状(利水撤退)」

京都府

・・・京都府議会平成16年12月定例会(平成16年12月)知事答弁より抜粋
「水需要予測におけるピーク時の平成32年の府営水量に見合う水利権 2.15トンに安全分を加えました 2.65トン程度が必要でありまして、現在の水利権 2.96トンのうち暫定水利権の一部、0.3トン程度※は水源として減量可能と判断したところであります。」

※ 丹生ダム毎秒 0.2立方メートル、大戸川ダム毎秒 0.1立方メートル

阪神水道企業団

・・・阪神水道企業団 水道用水供給ビジョン～安全な水の安定供給の持続～(平成20年12月)より抜粋
「今後の人口推移や社会情勢を考慮すると構成4都市の水需要は大きく増加することはないと推測できることから、企業団では、これまで参画してきた丹生ダム建設事業と猪名川総合開発事業から撤退します。」

3. 事業の必要性等に関する視点

●事業の投資効果

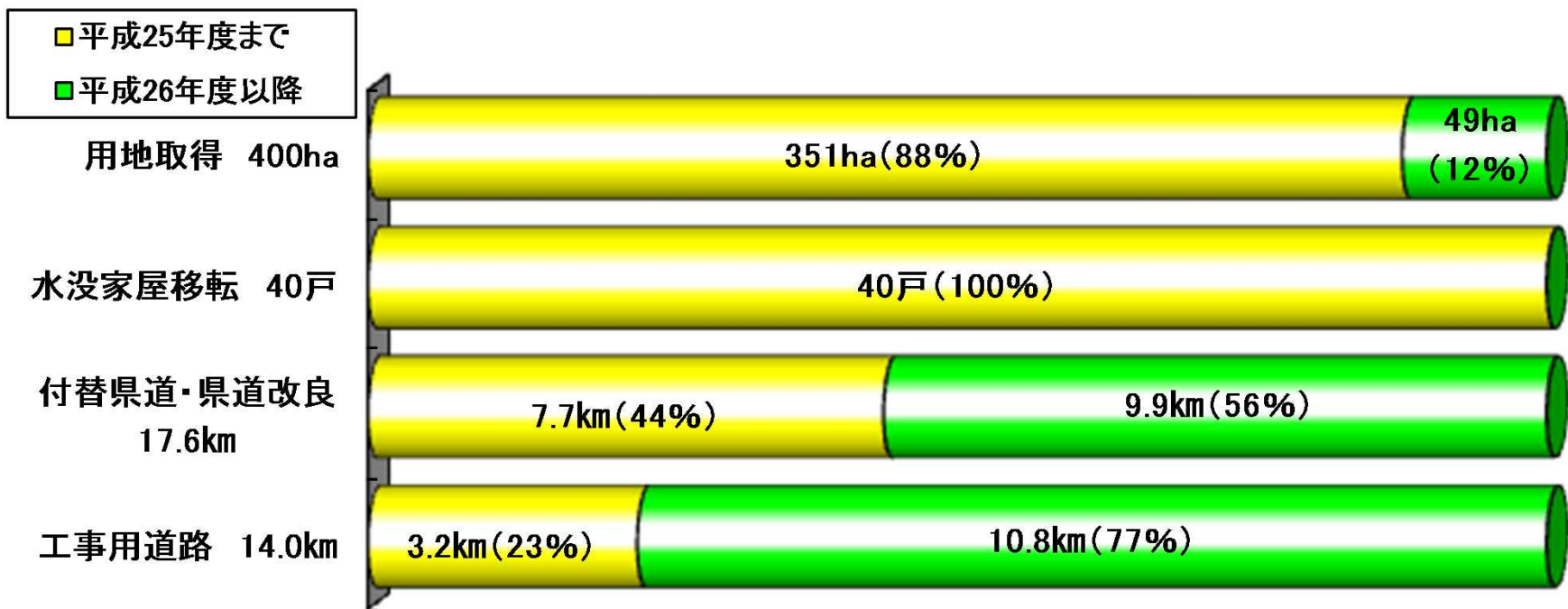
- ・ 淀川水系河川整備計画(平成21年3月策定)において「丹生ダムについて、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行う」とされていること。
- ・ ダム事業の検証に係る検討においては、「丹生ダム建設事業において渇水対策容量を確保する方法」と「渇水対策容量を琵琶湖に確保する方法」について、新たなダム諸元の設定を行い、検討を行っているところであること。

以上より、ダム本体を含む事業全体を対象に費用対効果分析を行うことはできません。

3. 事業の必要性等に関する視点

●事業の進捗状況

- ・現在、事業地内保全等を実施しています。
- ・平成25年度末までに事業費 約569億円を投資しています。



事業進捗率(平成25年度末時点)

3. 事業の必要性等に関する視点

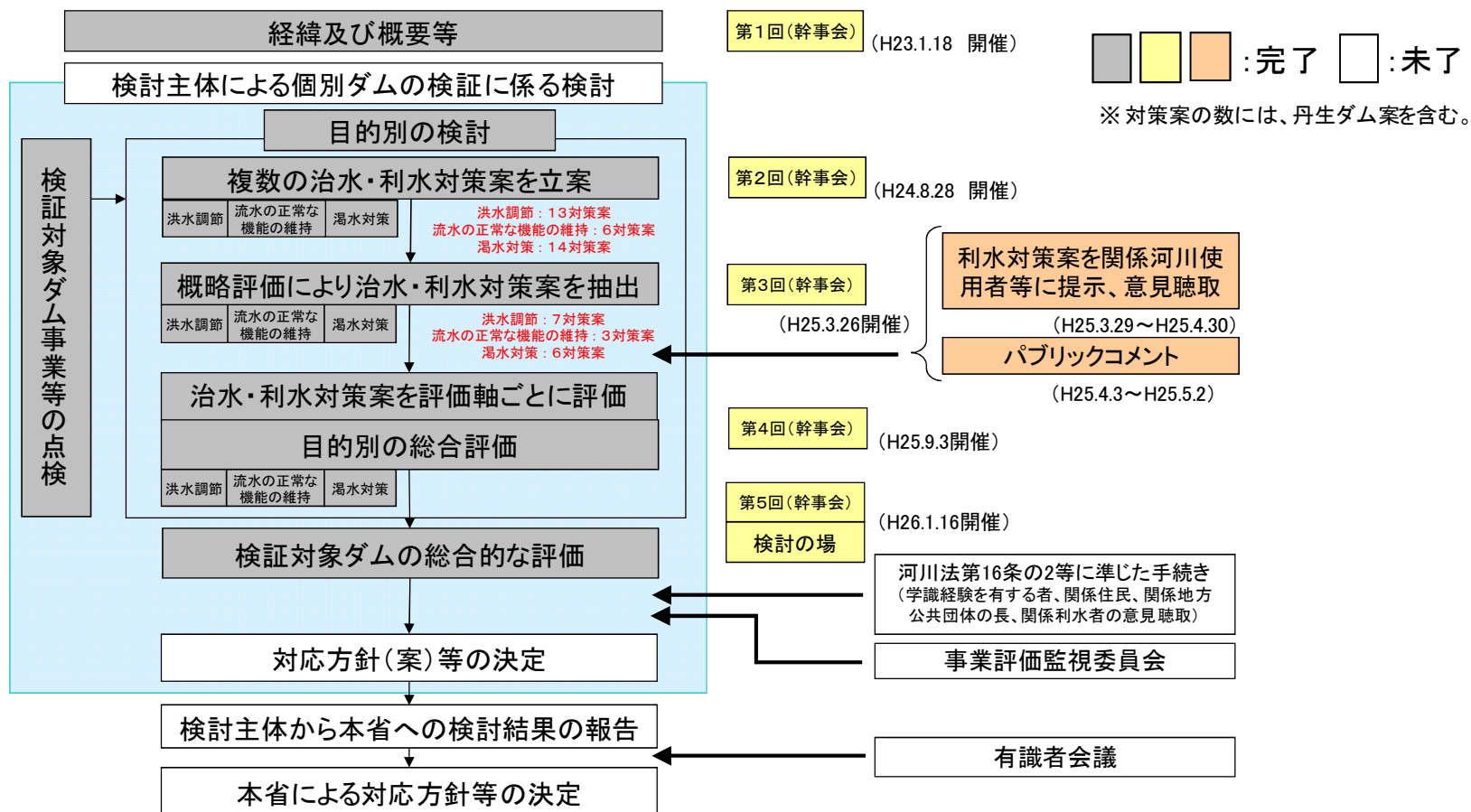
●ダム検証の進捗状況

月 日	実 施 内 容	
平成22年 9月28日	ダム事業の検証に係る 検討指示	国土交通大臣から近畿地方整備局長及び独立行政法人水資源機構理事長に指示
平成23年 1月18日	検討の場 (第1回幹事会)	<ul style="list-style-type: none"> ■規約について ■検証に係る検討手順 ■経緯及び概要
平成24年 8月28日	検討の場 (第2回幹事会)	<ul style="list-style-type: none"> ■検証対象ダムについて ■対策案の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の治水対策案の立案 ・複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案 ・複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案
平成25年 3月26日	検討の場 (第3回幹事会)	<ul style="list-style-type: none"> ■丹生ダム建設事業等の点検について <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費、工期、堆砂計画、計画の前提となっているデータ等 ■概略評価による対策案の抽出 <ul style="list-style-type: none"> ・概略評価による治水対策案の抽出 ・概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出 ・概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出 ■パブリックコメントの実施について ■関係河川使用者等への意見聴取について
平成25年 9月3日	検討の場 (第4回幹事会)	<ul style="list-style-type: none"> ■パブリックコメントの結果について ■関係河川使用者等への意見聴取結果について ■治水対策案を評価軸ごとに評価、総合評価(案)について ■流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価、総合評価(案)について ■異常渇水時の緊急水の補給対策案を評価軸ごとに評価、総合評価(案)について
平成26年 1月16日	検討の場 (第1回検討の場) (第5回幹事会)	<ul style="list-style-type: none"> ■治水対策案を評価軸ごとに評価、総合評価(案)について ■流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価、総合評価(案)について ■異常渇水時の緊急水の補給対策案を評価軸ごとに評価、総合評価(案)について ■検証対象ダムの総合的な評価(案)

4. 事業の進捗の見込みに関する視点

●今後の事業スケジュール等

- ・ 現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところであり、ダム検証の結論を得るまでは新たな段階に入らず、引き続き調査・検討を継続する予定です。
- ・ 「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(平成23年1月設置)における検討内容を踏まえてとりまとめた対応方針(案)を国土交通大臣に報告する際には、改めて近畿地方整備局事業評価監視委員会で「事業の継続または中止の方針」についてご意見をお聴きします。



5. コスト縮減や代替案等の可能性の視点

●ダム検証での総合的な評価

- ・丹生ダム建設事業の異常渇水時の緊急水の補給の容量について、ダムで容量を確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価してダム型式を確定することとしているため、ダムの諸元を確定出来ていません。
- ・現在、平成22年9月28日に示された「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、代替案の検討を行っており、目的別の総合評価及び検証対象ダムの総合的な評価まで実施したところですが、対応方針を決定したものではありません。

■目的別の総合評価

目 的	検 討 内 容
洪水調節	有利な案は、丹生ダムを含まない案である。
流水の正常な機能の維持	有利な案は、丹生ダムを含まない案である。
異常渇水時における緊急水の補給	有利な案は、丹生ダムを含む案である。

※新規利水は、「淀川水系における水資源開発基本計画」(平成21年4月)において、利水の位置づけがなくなりました。

※異常渇水時における緊急水の補給の目的については、関係府県からは水需要などの社会情勢の変化を踏まえると緊急性が低いとする意見が出されました。

■検証対象ダムの総合的な評価

「『ダム建設を含む案』は有利ではない」

6. 関係自治体の意見等

■ 滋賀県知事

現在実施されているダム検証作業においては、事業主体が責任を持って地元の理解が得られるまで丁寧に説明を行い、検証作業を円滑に進めていただくようお願いする。

■ 京都府知事

丹生ダム建設事業については、平成26年1月16日の検討の場で示された「ダム建設を含む案は有利ではない」とする総合的な評価(案)を踏まえ、早期に検証を終えていただきたい。

■ 大阪府知事

総合的な評価に基づき、早期に「ダム検証」を完了させること。

■ 兵庫県知事

丹生ダム検証に係る検討の場(第1回)での「『ダム建設を含む案』は有利ではない」とする総合的な評価について本件も妥当と考えており、今後速やかに検証手続きを進め、早期に方針決定されたい。

それに伴い必要となる治水・道路の代替措置等については、国が主体的に関与して対処されたい。

7. 対応方針(原案)

従前の細目に基づき再評価を行った結果、丹生ダム建設事業については、「新たな段階に入らず、現在の段階(生活再建工事)を継続」することが妥当と考えます。

ダム検証が終了するまでは、必要最小限の「調査・検討」について継続することとします。

26 夕設第 36 号
平成 26 年 7 月 3 日

京都府知事 殿

独立行政法人水資源機構理事長



丹生ダム建設事業事業再評価の事業評価監視委員会に
諮る対応方針（原案）の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から独立行政法人水資源機構事業に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省所管公共事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業の効率性及びその実施過程の透明性を図るため、事業再評価を実施するものとされています。

このたび、平成 26 年 7 月 23 日（水）に、丹生ダム建設事業の事業再評価を、近畿地方整備局事業評価監視委員会で審議することになりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針（原案）の作成に当たり、平成 26 年 7 月 17 日（木）までに、別紙の案件について貴職のご意見を賜りたく、お願い申し上げます。

※ご意見の送付・問い合わせ先

（独）水資源機構 関西支社 事業部 計画課

課長 中村 超

担当 藤本 智宏

電話 06-6763-5182

FAX 06-6763-5231

E-mail wataru_nakamura@water.go.jp

E-mail tomohiro_fujimoto@water.go.jp

(再評価)

【ダム等事業】

事業名	「対応方針（原案）」案	備考
丹生ダム建設事業	新たな段階には入らず、現段階（生活再建工事）の事業を継続する。	

(再評価)

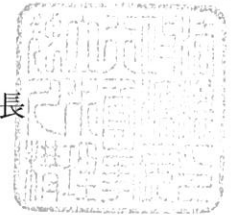
【ダム等事業】

事業名	「対応方針（原案）」案	意見
丹生ダム建設事業	新たな段階には入らず、現段階（生活再建工事）の事業を継続する。	

26 設 第 36 号
平成 26 年 7 月 3 日

滋賀県知事 殿

独立行政法人水資源機構理事長



丹生ダム建設事業事業再評価の事業評価監視委員会に
諮る対応方針（原案）の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から独立行政法人水資源機構事業に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省所管公共事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業の効率性及びその実施過程の透明性を図るため、事業再評価を実施するものとされています。

このたび、平成 26 年 7 月 23 日（水）に、丹生ダム建設事業の事業再評価を、近畿地方整備局事業評価監視委員会で審議することになりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針（原案）の作成に当たり、平成 26 年 7 月 17 日（木）までに、別紙の案件について貴職のご意見を賜りたく、お願い申し上げます。

※ご意見の送付・問い合わせ先

（独）水資源機構 関西支社 事業部 計画課

課長 中村 超

担当 藤本 智宏

電話 06-6763-5182

FAX 06-6763-5231

E-mail wataru_nakamura@water.go.jp

E-mail tomohiro_fujimoto@water.go.jp

(再評価)

【ダム等事業】

事業名	「対応方針（原案）」案	備考
丹生ダム建設事業	新たな段階には入らず、現段階（生活再建工事）の事業を継続する。	

(再評価)

【ダム等事業】

事業名	「対応方針（原案）」案	意見
丹生ダム建設事業	新たな段階には入らず、現段階（生活再建工事）の事業を継続する。	

26 設 第 36 号
平成 26 年 7 月 3 日

大阪府知事 殿

独立行政法人水資源機構理事長



丹生ダム建設事業事業再評価の事業評価監視委員会に
諮る対応方針（原案）の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から独立行政法人水資源機構事業に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省所管公共事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業の効率性及びその実施過程の透明性を図るため、事業再評価を実施するものとされています。

このたび、平成 26 年 7 月 23 日（水）に、丹生ダム建設事業の事業再評価を、近畿地方整備局事業評価監視委員会で審議することになりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針（原案）の作成に当たり、平成 26 年 7 月 17 日（木）までに、別紙の案件について貴職のご意見を賜りたく、お願い申し上げます。

※ご意見の送付・問い合わせ先

（独）水資源機構 関西支社 事業部 計画課

課長 中村 超

担当 藤本 智宏

電話 06-6763-5182

FAX 06-6763-5231

E-mail wataru_nakamura@water.go.jp

E-mail tomohiro_fujimoto@water.go.jp

(再評価)

【ダム等事業】

事業名	「対応方針（原案）」案	備考
丹生ダム建設事業	新たな段階には入らず、現段階（生活再建工事）の事業を継続する。	

(再評価)

【ダム等事業】

事業名	「対応方針（原案）」案	意見
丹生ダム建設事業	新たな段階には入らず、現段階（生活再建工事）の事業を継続する。	

26 設 第 36 号
平成 26 年 7 月 3 日

兵庫県知事 殿

独立行政法人水資源機構理事長



丹生ダム建設事業事業再評価の事業評価監視委員会に
諮る対応方針（原案）の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から独立行政法人水資源機構事業に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省所管公共事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業の効率性及びその実施過程の透明性を図るため、事業再評価を実施するものとされています。

このたび、平成 26 年 7 月 23 日（水）に、丹生ダム建設事業の事業再評価を、近畿地方整備局事業評価監視委員会で審議することになりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針（原案）の作成に当たり、平成 26 年 7 月 17 日（木）までに、別紙の案件について貴職のご意見を賜りたく、お願い申し上げます。

※ご意見の送付・問い合わせ先

（独）水資源機構 関西支社 事業部 計画課

課長 中村 超

担当 藤本 智宏

電話 06-6763-5182

FAX 06-6763-5231

E-mail wataru_nakamura@water.go.jp

E-mail tomohiro_fujimoto@water.go.jp

(再評価)

【ダム等事業】

事業名	「対応方針（原案）」案	備考
丹生ダム建設事業	新たな段階には入らず、現段階（生活再建工事）の事業を継続する。	

(再評価)

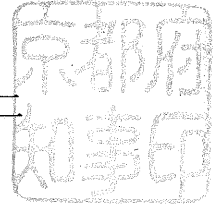
【ダム等事業】

事業名	「対応方針（原案）」案	意見
丹生ダム建設事業	新たな段階には入らず、現段階（生活再建工事）の事業を継続する。	

6 河 第 3 1 2 号
平成 2 6 年 7 月 1 6 日

独立行政法人 水資源機構理事長 様

京都府知事 山田 啓二



丹生ダム建設事業事業再評価の事業評価監視委員会に諮る
対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（回答）

平成 2 6 年 7 月 3 日 付け 2 6 ダ設第 3 6 号 で 意見照会 の こと に つ い て 、 別 紙 の と お り 回 答 し ま す 。

京都府建設交通部

河川課流域担当 075-414-5288

(別紙)

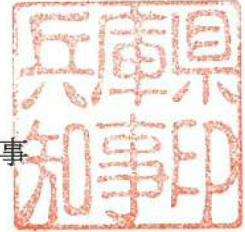
■ ダム事業

事業名	丹生ダム建設事業
意見	丹生ダム建設事業については、平成26年1月16日の検討の場で示された「ダム建設を含む案は有利ではない」とする総合的な評価（案）を踏まえ、早期に検証を終えていただきたい。

土 第 1269 号
平成 26 年 7 月 17 日

独立行政法人水資源機構理事長 様

兵庫県知事



丹生ダム建設事業事業再評価の事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）
の作成に係る意見照会について（回答）

平成 26 年 7 月 3 日付け 26 ダ設第 36 号で照会のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

(再評価)

【ダム等事業】

事業名	「対応方針（原案）」案	意見
丹生ダム建設事業	新たな段階には入らず、現段階（生活再建工事）の事業を継続する。	<ul style="list-style-type: none">・丹生ダム検証に係る検討の場（第1回）での『ダム建設を含む案』は有利ではない」とする総合的な評価について本県も妥当と考えており、今後速やかに検証手続きを進め、早期に方針決定されたい。・それに伴い必要となる治水・道路の代替措置等については、国が主体的に関与して対処されたい。

河整第1406号
平成26年7月17日

独立行政法人水資源機構理事長 様

大阪府知事



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の
作成に係る意見照会について（回答）

平成26年7月3日付け26ダ設第36号により照会のあった標記について、
下記のとおり回答します。

記

丹生ダム建設事業

- ・総合的な評価に基づき、早期に「ダム検証」を完了させること

<担当>
都市整備部河川室河川整備課
TEL06-6944-9293



滋 流 政 第 1 6 3 号
平成26年(2014年)7月22日

独立行政法人 水資源機構理事長 様

滋賀県知事 三日月 大造



丹生ダム建設事業事業再評価の事業評価監視委員会に諮る
対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（回答）

平成26年7月3日付け26ダ設第36号にて意見照会のありました標記の件に
ついて、下記のとおり回答します。

記

1. 丹生ダム建設事業

現在実施されているダム検証作業においては、事業主体が責任を持って地元
の理解が得られるまで丁寧に説明を行い、検証作業を円滑に進めていただくよ
うお願いします。